

ETC2.0 データの配信に関する協定書

国土交通省道路局長（以下、「甲」という。）、国土交通省国土技術政策総合研究所長（以下、「乙」という。）、及びパイオニア株式会社（以下、「丙」という。）は、ETC2.0 データを官民連携で活用することで民間での新たなサービス創出を促し、地域のモビリティの強化を図る実証実験（以下、「実証実験」という。）の実施にあたり、ETC2.0 データの提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、甲が「ETC2.0 データを活用した新たなサービスの検討」において別途募集し選定した丙に対し、乙が実施する「ETC2.0 データの配信サービスに関する共同研究」（以下、「共同研究」という。）において ETC2.0 データの提供するための基本的事項を定めることにより、実証実験の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報をいう。

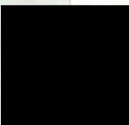
（相互協力）

第三条 甲、乙及び丙は、実証実験の実施にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第四条 本協定の範囲は、丙が「車両区分ごとの通行実績表示サービス（案）」を実用化するために必要な処理、分析、加工及び管理に係るものに限るものとする。

（協定の有効期間）

第五条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 2021 年 3 月 31 日までとする（以下、「協定期間」という。）。


（ETC2.0 データの提供）

第六条 乙は ETC2.0 データの提供にあたって、共同研究の共同研究者である一般財団法人 ITS サービス高度化機構（以下、「ITS 機構」という。）により個別の車両を特定できないように統計処理された ETC2.0 データを、ITS 機構を通じて提供するものとする。なお、その提供方法、提供項目、提供時期等の詳細については乙及び丙で別途協議するものとする。

(ETC2.0データの取扱い)

第七条 丙は、前条により提供された ETC2.0 データは、丙の所有するデータと統合利用することにより、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化するために活用するものとする。なお、丙は、第三者への再委託を希望する場合、事前に甲及び乙に再委託する内容を書面にて提出し、甲及び乙から書面により同意を得た場合に限り、第四条に定める適用範囲において、第三者に対し、ETC2.0 データの処理、分析、加工及び管理を再委託できるものとする。

2 前条により提供された ETC2.0 データについて、協定期間に限り、「車両区分ごとの通行実績表示サービス（案）」を実用化するために必要な処理、分析、加工及び管理を丙が行うことができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、実証実験により得られたデータや成果について共有するものとする。また、丙はその他 ETC2.0 データやその配信に関して有用となる事項について、甲及び乙に対して報告するものとする。

4 丙は前条により提供された ETC2.0 データを活用した成果を公表又は甲、乙又は丙以外の第三者（以下、「第三者」という。）へ提供することが必要になった場合は、あらかじめその旨を乙に通知し、承諾を得るものとする。この場合、公表又は第三者に提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

5 甲、乙又は丙は、公表又は第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え、又は第三者と争議を生じた場合は、第三者に情報を提供した者が責任を持って解決するものとする。

6 甲、乙又は丙は、情報の精度のために生じた情報の欠落については、互いに責任を追わないものとする。

7 丙は、実証実験に関し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を行使する場合は、その使用に関する責任を負う。

(費用負担)

第八条 丙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、提供された ETC2.0 データを用いた処理、分析、加工及び管理に係る一切の費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第九条 丙は第六条に基づき提供された ETC2.0 データを活用して、以下の行為を行ってはならない。

- 一 当データと他データを照合すること等によって、個人を特定しようとする行為
- 二 犯罪もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- 三 法令に違反、もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

(秘密保持)

第十条 甲、乙及び丙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本調査研究に関し

て本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲、乙又は丙が、司法手続又は法令等に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(発明の取り扱い)

第十一条 甲、乙及び丙は、甲、乙又は丙に属する者が実証実験の実施において発明をなした場合、他の当事者に通知するものとし、当該発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属は次の各号に従うものとする。

- 一 単独の当事者によりなされた場合、当該単独の当事者に帰属
- 二 複数の当社によりなされた場合、当該複数の当事者の共有

2 前項第二号に基づき共有となる場合、その取扱いについては共有する当該複数の当事者において協議するものとする。

(データの消去)

第十二条 丙は協定期間が終了した際には、速やかに乙から提供された ETC2.0 データを消去し、甲に対して消去の報告をしなければならない。ただし、乙との間で別途データ消去に関する協議がなされている場合はその限りでは無い。

(協定の変更)

第十三条 この協定の内容を変更する必要がある場合には、別途、甲、乙及び丙にて協議の上、変更する。

(その他)

第十四条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙にて協議の上定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2019年4月26日

甲 国土交通省道路局長

池田 豊人

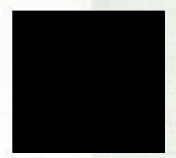


乙 国土交通省国土技術政策総合研究所長

小俣 篤



丙 パイオニア株式会社
技術開発部 技術統括部
情報サービス担当部長



国道交シ第102号
令和3年3月26日

国土交通省国土技術政策総合研究所長
天野 邦彦 殿

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0データの配信に関する協定書第13条に基づく協議

2019年4月26日付けで締結したETC2.0データの配信に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり協議します。

なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0データ」とは、道路上に設置されたETC2.0路側機と車両に設置されたETC2.0車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報をいう。

変更) 本協定における「ETC2.0データ」とは、道路上に設置されたETC2.0路側機と車両に設置されたETC2.0車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。

変更) この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

国道交シ第103号
令和3年3月26日

パイオニア株式会社
技術開発部技術統括部
情報サービス担当部長
様

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0データの配信に関する協定書第13条に基づく協議

2019年4月26日付けで締結したETC2.0データの配信に関する協定書（以下、「協定書」という。）
について、下記のとおり協議します。

なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0データ」とは、道路上に設置されたETC2.0路側機と車両に設置されたETC2.0車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報をいう。

変更) 本協定における「ETC2.0データ」とは、道路上に設置されたETC2.0路側機と車両に設置されたETC2.0車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。

変更) この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

